

## 《教育インストラクター（神経ブロック）認定制度規約》

### 1. 本制度の趣旨

わが国における超音波ガイド下神経ブロック技術の普及・発展にとって、学会等で行われるハンズオンワークショップを通じた教育・啓発活動は非常に重要な役割を果たしている。一方で、本技術の適正な普及のためには同ワークショップにおけるインストラクターの質的・量的な充足が不可欠である。本認定制度は、ある一定レベルの実績と技術を有する麻酔科医に対して日本臨床麻酔学会としてのインストラクター認定を与え、ひいては本技術の適正な普及を効率的に促進することを目的とする。

### 2. 認定の申請

申請者本人が所定の申請用紙によって日本臨床麻酔学会臨床麻酔教育委員会（以下、臨床麻酔教育委員会）に申請書を提出する。同委員会において、「申請者の資格」ならびに「能力判定基準」の全項目を満たし、申請者のインストラクター活動が認定に値すると判断されたとき、日本臨床麻酔学会認定教育インストラクター（神経ブロック）として認定する。

### 3. 認定基準

#### 1) 申請者の資格：①②③全てを満たす

- ① 5年以上の期間継続して臨床麻酔科学会会員であること：年会費滞納等による退会・再入会の期間があるときは継続とは認められない。再入会のときをもって会員資格取得日とする。
- ② 日本麻酔科学会の専門医資格を有する。
- ③ 日本臨床麻酔学会評議員の推薦を有する：評議員の推薦が得られないときは臨床麻酔教育委員会の推薦でも可とする。

#### 2) 能力判定基準：①②両方を満たす

- ① 過去5年間で各1回の学会関連セミナー及びワークショップの受講歴を有する。
- ② 過去5年間で3回以上の学会関連セミナー・ワークショップでのコーディネ

ネータ歴あるいはインストラクター歴を有する。

### 3) 認定期間

- ① 教育インストラクター（神経ブロック）の認定期間は5年間とする。
- ② 以下の期間は猶予期間として認定期間を延長することができる。ただし、猶予期間は最大3年間とする。
  - (1) 疾病により医師としての活動が制限された期間
  - (2) 海外留学等により国内での活動ができない期間
  - (3) その他、臨床麻酔教育委員会が特別な理由があると認めた期間

### 4) 認定資格の更新申請

- ① 教育インストラクター（神経ブロック）が認定資格を更新しようとするとき、認定期間が終了するまでに更新手続きを行う。
- ② 更新しようとする教育インストラクター（神経ブロック）は、過去5年間に2回以上の学会関連セミナー・ワークショップでのコーディネータ歴・コースディレクター歴・インストラクター歴のいずれかを有する。
- ③ 更新は本学会の会員に限る。

### 4. 学会関連セミナー・ワークショップの定義

- ① 日本臨床麻酔学会、ならびに関連学会（日本麻酔科学会、日本ペインクリニック学会、その他これらの学会と関連する学会、研究会等）の年次総会あるいは地方会に付随して開催され、その演者、コーディネータ、インストラクターとして本学会認定インストラクターが参加する超音波ガイド下神経ブロックに関連するセミナー・ワークショップ
- ② 各地域、施設主催で開催され、その演者、コーディネータ、インストラクターとして本学会認定インストラクターが参加する超音波ガイド下神経ブロックに関連するセミナー・ワークショップ

### 5. 学会関連セミナー・ワークショップの参加記録

本認定の円滑な遂行のため、これら学会関連セミナー・ワークショップでは、参加者ならびに演者、コーディネータ、インストラクターを記録する。

## 6. 日本臨床麻酔学会臨床麻酔教育委員会

本認定制度の円滑な運営のため、認定に必要な要件の整備、認定会議への参加等、認定作業をする。

### 日本臨床麻酔学会臨床麻酔教育委員会

委員長 自治医科大学

委員 琉球大学

獨協医科大学

宮崎大学

川崎医科大学

竹内 護

垣花 学

山口 重樹

恒吉 勇男

戸田 雄一郎